第7回児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会	参考資料3
令和8年6月 15 日	

放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理

－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－

平成２７年３月２４日

放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理
－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－

研修体系を整理する必要性

○　平成27年4月に本格施行を予定している子ども・子育て支援新制度の下では、都道府県に放課後児童支援員の認定資格研修の実施が義務化されること等に伴い、これまで都道府県等が実施してきた現任研修の実施方法等の体系的な整理が必要となる。

○　また、社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」報告書（平成25年12月25日）においても、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理する必要がある事項として、「職員の資質の向上のための体系的な研修制度の在り方、実施体制」が挙げられているところであり、本検討会において、研修体系の整理の方向性について検討を行い、とりまとめに至ったところである。

研修体系を整理する上での主な論点

○　都道府県に、放課後児童支援員の認定資格研修の実施が義務化されることに伴い、事務量の増加等が見込まれるが、子ども・子育て支援新制度における都道府県の役割についてどのように考えるか。

○　子ども・子育て支援新制度の下では、区市町村が、放課後児童健全育成事業を含む地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う責務を有するとされ、事業の実施主体としての位置づけが明確化されたところであるが、指定都市及び中核市以外の区市町村にも、身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制を整備していくことが望ましいと考えられるが、区市町村の役割についてどのように考えるか。

○　「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、事業者は、「職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」とされているが、事業者の役割についてどのように考えるか。

○　初任者研修、中堅者研修、指導者研修など、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていくことが、事業全体の質の向上を図る上でも必要と考えるが、望ましい研修体系についてどのように考えるか。

○　これまで実施してきた現任研修では、職場を離れての研修（OFF-JT）が基本とされてきたが、今後も、放課後児童支援員等の増加が見込まれる中、初任者への職場内での教育訓練（OJT）の実施や自ら学ぶ意欲のある者の自己研鑽のために、または職場環境や時間的な制約からOFF-JTなどに参加できない者への電子的情報技術（eラーニングなど）の活用の可能性についてどのように考えるか。

○　子育て支援員専門研修（放課後児童コース）との関係についてどのように考えるか。

研修体系の整理の方向性

1．都道府県と区市町村の役割について

○　これまで放課後児童クラブに従事する者の資質の向上を図るための研修（現任研修）については、放課後児童指導員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修を都道府県、指定都市及び中核市が実施主体となり、国庫補助制度を活用して実施してきたところである。平成25年度において78都道府県・市が実施し、およそ延べ6万人の放課後児童指導員等が受講している。

○　平成27年4月に本格施行を予定している子ども・子育て支援新制度の下では、子ども・子育て支援法に基づき、都道府県は放課後児童健全育成事業を含む地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を、子ども・子育て支援事業支援計画に定めなければならないことになっており、国の指針において、「地域の実情に応じて研修の実施方法及び実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことなどにより、研修を計画的に実施することが必要である」とされているところである。

○　さらに、都道府県には、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）第10条第3項に基づき、同項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得し、有資格者となるための研修（以下「認定資格研修」という。）を実施することが義務付けられており、認定資格研修の企画・立案、実施に向けた体制の整備及び認定者名簿の作成・管理等の事務量の増加等が見込まれるところである。

○　その認定資格研修は、新たな基準に基づく放課後児童支援員としてのアイデンティティを持ってもらい、その意義や新たな役割、職務内容等を改めて認識してもらうために、現在放課後児童クラブに従事している者にも受講を課しているところであり、これまで都道府県等が実施してきた資質の向上を図るための研修とは性格を異にすると位置づけられているため、平成27年度以降もそれぞれの研修を併行して実施する必要がある。

○　その一方で、指定都市及び中核市を含む区市町村は、子ども・子育て支援新制度の下で、放課後児童健全育成事業を含む地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う責務を有するとされ、事業の実施主体としての位置づけが明確化されるとともに、放課後児童健全育成事業を行う民間事業者は事業の開始・廃止時に事前に区市町村に届け出なければならないとされており、区市町村の事業への関与の度合が飛躍的に高まった状況にある。

○　また、区市町村においても、これまで実施形態や規模は異なるものの、救命救急やアレルギー対応など日々の実践に直接役立つ実技講習や事例検討などの実践的な研修を継続的に取り組んできている実態がある。

○　このため、認定資格研修と資質の向上を図るための研修を併行して実施していかなければならない状況において、これまで都道府県が実施してきた資質の向上を図るための研修を、区市町村もその役割を担うことによって、より身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制が整備されていくことが望ましいと考えられる。

○　その際に、都道府県と区市町村とが研修を実施する上での担うべき主な役割については、以下のとおり整理することができる。

都　道　府　県

○放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために必要な知識及び技術の習得のための研修を区市町村と連携して実施

《担うべき主な役割》

○放課後児童クラブの運営や子どもの育成支援に関する事項について、専門的な知識・技術が求められるものや多くの放課後児童クラブで共通の課題になっているテーマを対象

《主な具体例》

- 実践発表会
- 放課後児童クラブの役割と運営主体の責務
- 発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援
- 子どもの発達の理解
  - ＊　高学年の受け入れを想定したより具体的な理論学習
- 子どもの人権と倫理
- 個人情報の取り扱いとプライバシー保護
- 保護者との連携と支援
- 家庭における養育状況の理解
- いじめや虐待への対応　　など

《主な対象》

- 放課後児童支援員
- 放課後児童クラブの運営主体の責任者　　など

指定都市・中核市・区市町村

○放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために、課題や事例を共有するための実務的な研修を都道府県と連携して実施予定

《担うべき主な役割》

○放課後児童クラブの運営や子どもの育成支援に関する事項について、基礎的な知識や事例・技術等の共有を図ることを目的としたテーマを対象（いくつかの区市町村が合同で実施することも可）

《主な具体例》

- 事例検討（ワークショップ形式）
- 放課後児童クラブに関する基礎的理解
- 安全指導と安全管理、危機管理
  - ・　救急措置と救急対応《実技研修》
  - ・　防火、防災、防犯の計画と対応
  - ・　事故、けがの予防と事後対応等
  - ・　アレルギーの理解と対応、アナフィラキシーへの対応
- おやつの工夫と提供時の衛生、安全
- 放課後児童クラブにおける遊びや製作活動、表現活動
- 育成支援に関する記録の書き方と工夫　　など

《主な対象》

- 放課後児童支援員
- 補助員
- 放課後児童クラブの運営主体の職員　　など

○　区市町村には、放課後児童クラブの日常的な活動の中から生じる課題や困難な事例などに適切に対応するためのより実践的な知識や技術等の共有を図るための研修内容が想定され、その内容によっては、いくつかの区市町村が合同で実施するなど、効果的な実施方法を検討していくことが求められる。

○　都道府県には、より専門的な知識・技術が求められるものや管内の多くの放課後児童クラブで共通の課題になっているものが想定されるが、区市町村と連携して、放課後児童クラブ全体のレベルアップが図られるような体制の整備に努める必要がある。

○　なお、国は、都道府県に対して、研修受講者の記録の管理等を行うことを求めているが、市町村にも同様の管理等を行うことを役割として位置づけるのは現実的に困難であると考えられるため、まずは事業者が職員の研修受講状況を把握して、記録を管理するなどの方法が考えられるが、研修受講の評価システムや管理の仕組みづくりについては、今後の検討課題とする。また、国においては、都道府県及び区市町村が行う研修の実施状況について定期的に把握し、具体的な内容を公表していくことが求められる。

2. 事業者の役割について

○　放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）は、その職場内において、内部研修を実施しているところも見受けられるが、具体的な内容の公表が行われていない状況であり、研修の実態が一般的に把握されていないのが現状である。

○　また、放課後児童クラブの運営主体には運営委員会や保護者会が主体となっているものも多く見られるが、その中には、別々の運営主体によって運営されている場合に、職員が自主的に集まって、あるいは保護者の応援を得ながら「指導員会」を組織して、自主研修活動を行っているものもある。こうした活動の内容を区市町村が把握し、自らが実施する研修の内容に取り入れたり、区市町村が指導員会に委託して実施するなどの例も見られるところである。

○　しかしながら、職員が継続して勤務する年数が非常勤では3年程度というデータがある中で、職員の入れ替わりが頻繁な放課後児童クラブにおいては、職場内研修を継続的に充実していくことが困難な状況にあるところも多く見られる。

○　基準第8条において、事業者の役割を規定しており、第1項では「放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない」とし、第2項では「放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」とされている。

○　このため、事業者の責務として、職員の資質の向上のための研修機会の確保義務を担わせて、第一義的に事業者の責任の下で、各種の研修に参加させなければならないこととされており、ここには、職場内での教育訓練（OJT）のみならず、職場を離れての研修（OFF-JT）を含めた現任研修の機会を確保することが求められている。

○　また、事業者の職員は、利用者のために、常に自己研鑽・自己啓発に励み、自らの資質の向上に努めることが求められており、事業者には、規模の大小や職員の数など様々な形態が存在することも踏まえ、運営に支障が生じないことを前提として、職員が自発的かつ継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、その職員の自己研鑽・自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。

○　さらに、事業者の中には、OJTとして、初任者研修・中堅者研修・管理者研修・嘱託・非常勤指導員研修など役割に応じた研修や、外部講師による研修を実施するとともに、それと併行してテーマやレベルに合わせてOFF-JTへの参加を義務付け、計画的に実施している例も見られるところであり、OJTとOFF-JTをうまく組み合わせて、事業が円滑に進むよう、工夫をしていく必要がある。

○　その際、OJTは、仕事に継続的に従事していれば身につくスキルと捉えられることがあるが、スーパービジョンの観点から、指導的立場の存在が非常に重要であり、指導的立場の人材育成にも考慮する必要がある。特に、（放課後児童クラブの）事業者は個別性が高く、事業者単位で人員配置や雇用形態などが異なるため、実施方法について留意が必要である。

○　なお、事業者には、安全や権利擁護などに関しては、職員の個人的なスキルの問題としてだけ捉えるのではなく、事業者全体の責任の問題として捉えることが求められる。

3. 望ましい研修体系について

○　放課後児童クラブに従事する職員の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、きめ細かな研修計画を立てて、計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要であるが、現時点においては、国、都道府県、区市町村及び事業者のそれぞれの役割が明確でなく、実施主体によって取組内容にも差異があるため、一定の整理をした上で体系的な研修システムにしていくことが課題となっている。

○　体系的な研修システムの構築に当たっては、同じ子ども・子育て支援分野で先行的に体系化している保育所の保育士の研修体系が参考となるが、全国保育士会の研修体系を参考として作成した場合の整理が次の表である。

「放課後児童クラブに従事する者の研修体系」の整理

区　分	1．放課後児童クラブに従事する者として備えるべき資質	2．子どもの育成支援に必要な専門的知識及び技術			3．学校・地域との連携	4．運営管理と職場倫理
		(1) 子どもの育成支援	(2) 障害のある子ども及び特に配慮を必要とする子どもへの対応	(3) 保護者・家庭との連携		
初任者研修【1年～5年未満】	➢ 健全な心身 ➢ センス、感性 ➢ 観察力 ➢ 共感性 ➢ 愛情 ➢ 柔軟性 ➢ 倫理観 ➢ 道徳性 ➢ 責任感 ➢ 主体性 ➢ 達成意欲 ➢ 行動力 ➢ 情熱 ➢ 協調性 ➢ 創造力 ➢ 自制心 ➢ コミュニケーション ➢ 一定の生活習慣と社会的マナー	➢ 子どもの発達の特徴 ➢ 子どもの権利擁護、人権の尊重 ➢ 育成支援の内容理解と計画の考え方 ➢ 子どもの遊びや生活の環境の理解 ➢ 仲間づくり ➢ いじめの理解と対応 ➢ 健康・衛生管理 ➢ おやつの必要性及び食育の理解 ➢ 事故やケガの防止と発生時の対応 ➢ 食物アレルギーの理解と対応 ➢ 防火、防災及び防犯の計画と対応 ➢ 育成支援の内容の記録の書き方と工夫 ➢ 実践事例検討(ケーススタディ)　など	➢ 障害(発達障害を含む)のある子どもの理解と支援 ➢ 障害のある子ども一人ひとりに即した理解と育成支援の工夫 ➢ 特に配慮を必要とする子どもの理解と育成支援の工夫 ➢ 実践事例検討(ケーススタディ)	➢ 家庭への連絡の必要性の理解と工夫 ➢ 連絡帳の書き方と効果的な活用 ➢ 通信、便りの工夫 ➢ 家庭における養育環境の理解と連携 ➢ 保護者とのコミュニケーションの工夫 ➢ 基礎的な相談援助技術の理解	➢ 学校との情報交換等の工夫 ➢ 放課後子ども総合プランの理解 ➢ 放課後子供教室の関係者との連携 ➢ 児童館及び地域組織等との連携 ➢ 自治会・町内会及び主任児童委員等の地域組織の理解	➢ 職場のルール及び職場倫理の理解 ➢ 組織における役割や連携の理解 ➢ 個人情報の取扱いとプライバシーの保護 ➢ 安全管理 ➢ 不審者への対応 ➢ 自己研鑽及び研修についての理解
中堅者研修【5年以上】			➢ 家庭の状況の把握と養育支援 ➢ 児童虐待への対応と関係機関との連携 ➢ 地域の障害児関係の専門機関等の機能及び役割の理解と連携 ➢ 実践事例検討(ケーススタディ)の設定 ➢ 関係機関とのケース検討会議	➢ 家庭の状況を理解することの必要性 ➢ 保護者とのコミュニケーションのあり方の理論的理解 ➢ 相談援助技術の理解 ➢ 要望及び苦情への対応 ➢ 保護者会の工夫	➢ 担任教諭や養護教諭等の学校教職員との連携 ➢ 小学校区ごとの協議会との連携の工夫 ➢ 自治会・町内会及び主任児童委員等との連携の工夫 ➢ ボランティア及び実習生の指導	➢ 新任職員への助言・指導 ➢ 運営内容及び運営規程の理解 ➢ リスクマネジメントの理解 ➢ 会議の開催及び記録の作成
リーダー(事業責任者を含む)研修		➢ 育成支援の内容の保護者への説明 ➢ 育成支援の目標や計画の作成及び評価	➢ 要保護児童対策地域協議会の機能及び役割の理解	➢ 保護者組織との連携の工夫 ➢ 要望及び苦情への対応マニュアルの作成、体制の整備	➢ 小学校の校長又は教頭等との連携 ➢ 学校支援地域本部の理解と連携 ➢ 事業運営内容の地域の関係機関等への説明	➢ 中堅職員への助言・指導 ➢ 法令の遵守(コンプライアンス)の計画の策定及び実施体制 ➢ リスクマネジメントへの対応 ➢ 研修受講計画の策定及び評価 ➢ 運営内容の自己評価・自己点検

○　参考とした保育所の保育士の研修体系は、平成20年に改定（古くは、昭和40年に制定）された「保育所保育指針」に基づき行われている保育実践の長年の蓄積から確立されたものであるのに比べ、放課後児童クラブの場合は、本年4月に基準が策定され、この新たな基準に基づく放課後児童クラブガイドラインの見直しが現在進められているところであり、基準や新たな放課後児童クラブ運営指針（案）を踏まえて、研修体系の構築の検討が進められることが必要である。

○　本検討会まとめとして提示した「放課後児童クラブに従事する者の研修体系」の整理は、あくまでも現時点において考えられる、段階に応じて必要となる研修内容の目安となるもので、今後、都道府県、区市町村及び事業者がそれぞれの役割に応じて研修を実施していく上での参考として活用いただくことを想定している。

4．電子的情報技術（eラーニングなど）の活用の可能性について

○　事業者の職員は、利用者のために、常に自己研鑽・自己啓発に励み、自らの資質の向上に努めることが求められているが、個々の放課後児童クラブの状況から、人員配置等の関係でOFF-JTにはなかなか参加できない、OJTを実施したくても指導的立場の職員がいないなど、研修参加の環境が必ずしも整っていない所も見受けられるため、DVD等の活用も含めて、IT環境の整備状況に応じた活用方策の検討をまずは進めていくことが求められる。

○　検討に当たっては、国や民間機関等の調査研究の中で行っていくことが想定されるが、例えば、認定資格研修や子育て支援員専門研修（放課後児童コース）等の研修科目の中で、eラーニングを導入するに当たっての意義や課題を整理し、試行的に通信教材の開発などを進めながら、効果的な実施方法等の検討を進めていくことが考えられる。

5．子育て支援員専門研修（放課後児童コース）との関係について

○　子育て支援員専門研修（放課後児童コース）（以下「専門研修」という。）を受講した場合には、基準第10条第2項に規定する補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）として従事することが想定されるが、専門研修は補助員として従事するに当たっての基礎的な知識等を得るための機会として位置づけられるため、受講しておくことが望ましい。

○　また、子育て支援員研修を受講せずに補助員となった者がいる場合、事業者は、専門研修を新任研修の一つとして位置づけて、活用することも考えられる。

○　なお、補助員が認定資格研修の受講資格を得るまでの間は、区市町村等が実施する初任者研修等に積極的に参加し、スキルアップのための知識及び技術の習得に努めるとともに、事業者も研修の機会を確保してフォローアップを行い、日々の実践を通じた疑問や悩みの解消や問題解決を支援していくことが求められる。

放課後児童クラブに従事する者の実施主体別研修体系の整理

	国	都道府県	指定都市・中核市・区市町村	事　業　者
都道府県認定資格研修	○都道府県が実施する認定資格研修に対して、研修科目・時間数や実施方法等を定めたガイドラインを発出するとともに、財政的支援（予算補助）を実施予定 ○都道府県が実施する認定資格研修の講師を対象とする研修の実施を今後検討	○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員の資格を得るための認定資格研修を実施		
現任研修	○放課後児童支援員等資質向上研修事業(仮)を実施する都道府県、指定都市、中核市及び区市町村に対して財政的支援（予算補助）を実施予定	○放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために必要な知識及び技術の習得のための研修を区市町村と連携して実施（放課後児童支援員等資質向上研修事業(仮)）	○放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために、課題や事例を共有するための実務的な研修を都道府県と連携して実施予定（放課後児童支援員等資質向上研修事業(仮)）	●放課後児童支援員等に対して必要な知識及び技術の習得のための初任者研修（OJT）やOFF-JTを実施 ●放課後児童支援員等が自己研鑽のために自ら学ぶ意欲や実践、講習参加等を支援 ●都道府県、区市町村との連携
子育て支援員研修	○都道府県又は市町村が実施する子育て支援員の基本研修又は専門研修（放課後児童コース）に対して、研修科目・時間数や実施方法等を定めた実施要綱を発出するとともに、財政的支援（予算補助）を実施予定	○放課後児童クラブの補助員を目指す者が受講する子育て支援員の基本研修及び専門研修（放課後児童コース）を実施予定	○放課後児童クラブの補助員等を目指す者が受講する子育て支援員の基本研修等を都道府県からの委託等により実施予定	●専門研修（放課後児童コース）を受講せずに補助員となった者がいる場合、新任研修の一つとして位置づけ受講を支援
		※都道府県は、子ども・子育て支援事業支援計画に、放課後児童健全育成事業等に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を定めることになっている	※市町村は、子ども・子育て支援法第3条第1項において、放課後児童健全育成事業を総合的かつ計画的に行う責務を有すると規定されている	※事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第8条第2項において、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないと規定されている

【参　考】

〇子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）（抄）

（市町村等の責務）

第三条　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一　子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二、三　（略）

２　都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

３　国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六二条　都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

２　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一、二　（略）

三　特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

四、五　（略）

３、４、５、６　（略）